

*医療費の援助について

要保護および準要保護の家庭につきましては、医療費の援助制度があります。
ただし以下の病名の場合に限ります。

- ・トラコーマ
- ・結膜炎
- ・白癬(水虫など)・疥癬・膿痂疹(とびひ)
- ・中耳炎
- ・慢性副鼻腔炎
- ・アデノイド
- ・う歯(虫歯)

医療費の援助を受ける場合は、「学校医療券」を病院に提出する必要があります。
ございます。

担任に、病名と受診月をお伝えいただきまして「学校医療券」の交付を受けて
ください。